

政府税制調査会
意見書

佐藤 主光

○国際課税について

・国際協調（OECD行動計画）を基調にしつつも、英国におけるデジタル課税の導入という新たな現状を踏まえ、デジタル経済に対する「暫定的」な課税について検討する時期に来ているのではないか？

○金融所得・資産課税について

・格差是正の観点から金融所得課税の一体化（損益通算）の進展を前提に課税の強化（税率の25%程度への引き上げ）を検討すべき。他方、勤労世代の（老後に向けた）資産形成を支援するよう非課税貯蓄の制度の充実、NISAを含めて分立する非課税投資・貯蓄の整理と（英国の例に倣った）横断的な非課税枠の設定を行うべき。

○税務・制度の簡素化

・雇用の多様化（フリーランスの増加）という新しい経済環境を踏まえて、将来的に源泉徴収・年末調整から個人の確定申告に所得税徴収の軸がシフトするものと考えられる。「税務執行」面では法定調書等申告の必要書類の電子化、マイナポータルの普及促進を含めて徴税のデジタル化を推し進める一方、個人にとって分かりやすいよう所得控除の見直しを含め所得税の「制度」の「簡素化」を検討すべき。

○中長期の税制の課題に向けた小委員会（専門委員会）の設置

・デジタル課税や米国税制改正を含む法人課税の新たな展開や雇用の多様化に伴う税務・税制の簡素化など「中長期」の税制の課題について専門的な知見から検討する小委員会を設置すべきではないか。

○今後の課題について

・所得税については「所得計算上の控除」（給与所得控除・公的年金等控除）の縮減と基礎控除等人的控除の拡充は今後も進める一方、給与所得・事業所得を含む「所得区分」に見直しを行うべき。所得の分類ではなく、経費（支出）が明瞭であれば実費控除を認める（給与所得控除の特定支出控除の拡充）一方、事業所得や雑所得でも概算控除を納税者が選択できる制度を設けることが一案。合わせて再分配機能を強化するよう所得控除から税額控除への移行を進める。（他方、消失型控除はかえって制度を複雑にする。）